

違法・脱法のNTT11万人リストラに伴う 「異職種・遠隔地配転」に関する要請書

純粋持株会社NTTは、2001年4月にNTT東・西日本会社社員の11万人をリストラするという「NTTグループ3ヶ年計画」を発表しました。NTT東・西日本会社は、この計画を具体化して、国民の電話に関わる業務全般を100%出資の子会社を新設して「外注化」し、51才以上の社員には「退職・賃下げ再雇用」制度で新設地域子会社へ転籍させました。50才以下の社員は、在籍出向で地域子会社に本人の同意もなく移行させました。そして、「退職・賃下げ再雇用」に応じず「NTTを退職」しない社員には、異職種・遠隔地配転を強行しました。

この「50才退職・賃下げ再雇用」制度は、明らかに「60才定年法」に違反し、50才という年齢による差別でもあり、また、退職・再雇用社員の賃下げは、「労使対等」原則や労働契約継承法の考え方に反する一方的な労働条件の不利益変更です。

退職しない者の家族状況や本人の身体状況などを全く無視する「異職種・遠隔地配転」は、「育児・介護休業法」やILO156条約「家庭的責任」などに反し、ただちに是正されるべきものです。

このようなNTTの違法・脱法の11万人リストラに伴う「異職種・遠隔地配転」による単身赴任、家族的責任を果たせない配転などについて法律に基づき、正しく解決するよう、下記のとおり要請しますので公正な裁判を敏速に行われることをお願いするものです。

【要請事項】

- 1、NTTの11万人リストラの社会的責任を明らかにして、「NTTグループの3ヶ年経営計画」の全面見直しを命令してください。
- 2、現行の「60才定年法」や「NTTの就業規則・転籍規定」などに反するNTTの「50才退職・賃下げ再雇用」の違法性を明らかにして、廃止を命令して下さい。
- 3、NTTの「本人の同意のない異職種・遠隔地配転」の無効を確認し、原告の鈴木秀雄・石川津由子・岡本順一郎さんを元の職場に戻して下さい。

氏名	住所